

京都市監察規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年8月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第33号

京都市監察規則の一部を改正する規則

京都市監察規則の一部を次のように改正する。

第3条第3項及び第4条中「人材育成政策監」を「監察監」に改める。

第5条の見出しを「(監察主幹等)」に改め、同条第1項中「監察主任、監察副主任及び監察副主任補」を「監察主幹、監察主任及び監察副主任」に、「監察主任等」を「監察主幹等」改め、同条第2項各号列記以外の部分中「監察主任」を「監察主幹」に改め、同条第3項中「監察副主任」を「監察主任」に、「、監察主任」を「、監察主幹」に、「当該監察主任」を「当該監察主幹」に改め、同条第4項中「監察副主任補」を「監察副主任」に、「、監察主任」を「、監察主幹」に、「当該監察主任」を「当該監察主幹」に改め、同条第5項中「監察主任」を「監察主幹」に、「監察副主任及び監察副主任補」を「監察主任及び監察副主任」に改め、同条第6項中「監察主任」を「監察主幹」に改め、同条第7項中「監察副主任及び監察副主任補」を「監察主任及び監察副主任」に、「監察主任」を「監察主幹」に改める。

第7条中「人材育成政策監、」を「監察監、」に、「監察主任等」を「監察主幹等」に、「人材育成政策監等」を「監察監等」に改める。

第8条第3号中「人材育成政策監」を「監察監」に改める。

第9条中「監察主任等は、当該監察主任等」を「監察主幹等は、当該監察主幹等」に改める。

第10条中「人材育成政策監等」を「監察監等」に改める。

第11条及び第12条第3号中「人材育成政策監」を「監察監」に改める。

第13条中「監察主任等は、当該監察主任等」を「監察主幹等は、当該監察主幹等」に改める。

第14条中「人材育成政策監等」を「監察監等」に改める。

第15条及び第16条中「人材育成政策監」を「監察監」に改める。

附 則

この規則は、平成25年9月1日から施行する。

(行財政局コンプライアンス推進室)